

諮問第25号の答申
経済産業省生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

2 理由等

（1）調査対象品目

ア 調査対象品目の削除

調査対象品目について、年間出荷額が100億円未満の品目については、近年の生産の伸びや行政上必要とされる品目を除き、他に統合すべき類似する品目がない場合は削除することとし、今回、「機械器具月報（その3）化学機械及び貯蔵槽」の「化学工業用炉」等21月報中の33品目について削除する計画である。

これについては、生産規模が縮小し、今後も増加が見込めなくなり、当該品目単独で月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目について削除するものであり、適当である。

イ 調査対象品目の統合

調査対象品目について、年間出荷額が100億円未満であるなど、個々の生産規模は縮小しているものの、類似する複数の品目を統合することにより、おおむね100億円以上の生産規模が認められる品目については、統合した品目を採用することとし、今回、「機械器具月報（その14）食料品加工機械、包装機械及び荷造機械」等39月報中の153品目について、「肉類加工機械」と「水産加工機械」を統合し「肉類・水産加工機械」とするなど、63品目に統合し、調査対象品目として採用する計画である。

これについては、個々の品目としては生産規模が縮小し、単独で生産の動態を把握する必要性は乏しくなっているものの、類似する品目群としては把握する必要性が認められる品目について、引き続き調査対象とするものであり、適当である。

(2) 調査事項

ア 「燃料・電力」の廃止

「燃料・電力」(16月報)については、他の統計調査において、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となったことから、廃止する計画である。

これについては、全産業のエネルギー消費を横断的に把握するエネルギー消費統計調査(一般統計調査・資源エネルギー庁)が平成20年から開始されたことにより、本調査で「燃料・電力」を把握する必要性が乏しくなったことから、報告者負担の軽減に考慮し廃止するものであり、適当である。

イ 「労務」の変更

(ア) 「月末常用従業者数」の名称変更

109月報において把握している「労務」の「月末常用従業者数」の名称について、「月末従事者数」に変更する計画である。

これについては、「常用従業者」の概念としては、一般的に、派遣労働者や出向者を除く正社員等と受け取られやすいが、本調査で把握する者は、派遣労働者等を含め、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する者であることから、誤解を招かないように、これらの概念を含む適切な名称とするものであり、適当である。

(イ) 「月間実働延人員」の削除

「機械器具月報」や「家具月報」等72月報において把握していた「労務」の「月間実働延人員」について、削除する計画である。

これについては、出勤した場合は実際の就業時間には関係なく、1人日としてカウントすることにより実働延人員を把握していたが、それによって稼働率を的確に把握することは困難であることから、報告者負担の軽減に考慮し削除するものであり、適当である。

ウ 「設備、生産能力」の変更

(ア) 調査方式の変更

「敷物・フェルト・不織布月報」の「タフティングマシン」等2品目、「二次製品月報(製綿・ふとん・網、細幅織物・組ひも・レース)」の「ふとん成型機」について、設備の能力にかかわらず保有台数を調査する方式から、設備全体の生産枚数など月間生産能力を調査する方式に変更する計画である。

これについては、生産能力をよりの確な方式に変更するものであり、精度の向上が図られることから、適当である。

(イ) 「生産能力」の追加

生産規模が将来にわたって拡大することが予想される「機械器具月報(その34)民生用電子機械器具」の「カーナビゲーションシステム」等7月報中の12品目について、調査事項として「生産能力」を追加する計画である。

これについては、生産規模が将来にわたって拡大することが予想される品目について、その生産の動態をよりの確に把握するために追加するものであり、適当である。

(ウ) その他

上記の変更等に伴い、以下の措置を講ずる必要がある。

上記(ア)、(イ)の変更によって稼働率指数等に影響が出ないような措置

生産能力調査については、報告者によって主観が入らないように、記入の手引の記述等を工夫するなどの措置

エ その他の調査事項の変更

上記のほか、「機械器具月報(その44)産業車両」の出荷、在庫について、重量と数量の複数の単位で調査していたものを数量のみとする、「機械器具月報(その36)電子管・半導体素子及び集積回路」の「太陽電池モジュール」について、枚数に加え、内訳として容量を追加する等、調査対象品目の特性に応じ、調査事項の削除や追加を計画している。

これについては、生産動態をよりの確に把握するために調査事項を追加するとともに、報告者負担の軽減に考慮し、把握する必要性が乏しくなった調査事項については削除するものであり、適当である。

(3) 調査票

調査票について、「写真感光材料月報」と「有機薬品月報」を「有機薬品及び写真感光材料月報」に、「金属鉱物月報」、「非金属鉱物月報」及び「コークス月報」を「鉱物及びコークス月報」にそれぞれ統合する計画である。

また、「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の品目のうち「洗浄機器」及び「公害測定機器」について、当該機器と類似する品目を調査する他の調査票にそれぞれ移行する計画である。

これについては、上記(1)の調査対象品目の削除や統合により調査対象品目が縮減した調査票の整理及び調査票間で類似する品目の整理を行ったものであり、報告者負担の軽減や記入のしやすさに資することから、適当である。

3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」との関係

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、本調査を含め、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化について、平成21年度早期に所要の検討を開始し、平成25年度までに整備を図るとされている。

これについては、平成22年2月に当該統計を所管する4省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)に、調整役としての総務省を加えた関係5省を構成員とする「生産動態統計の整備に関する検討会議」を設置し、統計の一本化に向けた検討を

開始しているところであり、基本計画に即したものとなっている。

4 今後の課題

(1) 市場占有率が高い品目の取扱い

市場占有率が高い品目については、その占有状況によっては、調査結果により報告者が特定される可能性が高くなるため、経済産業省において個々に対応している。しかしながら、産業構造の変化等により、今後、このようなケースが増加すると考えられることから、経済産業省は調査対象品目や調査事項の見直しに当たって、市場占有率という概念を導入することが可能かどうか検討する必要がある。

(2) 国外からの受入が多い品目の取扱い

今回、複写機について、販売数量に占める国内生産の割合を把握するために、「国内」及び「国外」別の受入数量の内訳を追加する計画であるが、今後、国外からの受入が多い品目についても、同様の把握をすることを検討する必要がある。